

滋 特 第 2 号  
平成 31 年 (2019 年) 2 月 4 日

公益社団法人 全日本不動産協会滋賀県本部 本部長 様

滋賀県特定行政庁連絡会議会長  
(滋賀県土木交通部建築課建築指導室長)



ブロック塀設置基準等の周知について (依頼)

平素は、滋賀県内の建築指導行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

昨年 6 月に発生しました大阪北部地震のブロック塀の倒壊による人的被害等を受けて、県内の各特定行政庁においては既存ブロック塀の安全対策等を実施しているところです。

一方で、新たに設置されるブロック塀については、建築物と同時に新設される場合は建築確認の手続きが必要となりますが、ブロック塀のみを新設される場合は手続きが不要となることがあり、簡易な構造で建築されることが考えられます。そこで、建築物に附属するブロック塀の地震等に対する安全性を確保するため、建築主が建築基準法に適合したブロック塀を設置していただくことを目的として、その設置基準や留意点を取りまとめたチラシを今般、作成し、確認済証の交付時に添付することとしました。

つきましては、本取組をご承知いただきますとともに、貴職におかれましては、安全なブロック塀が設置されるよう窓口等での周知にご協力いただきますようお願いいたします。



# 建築主の方へ

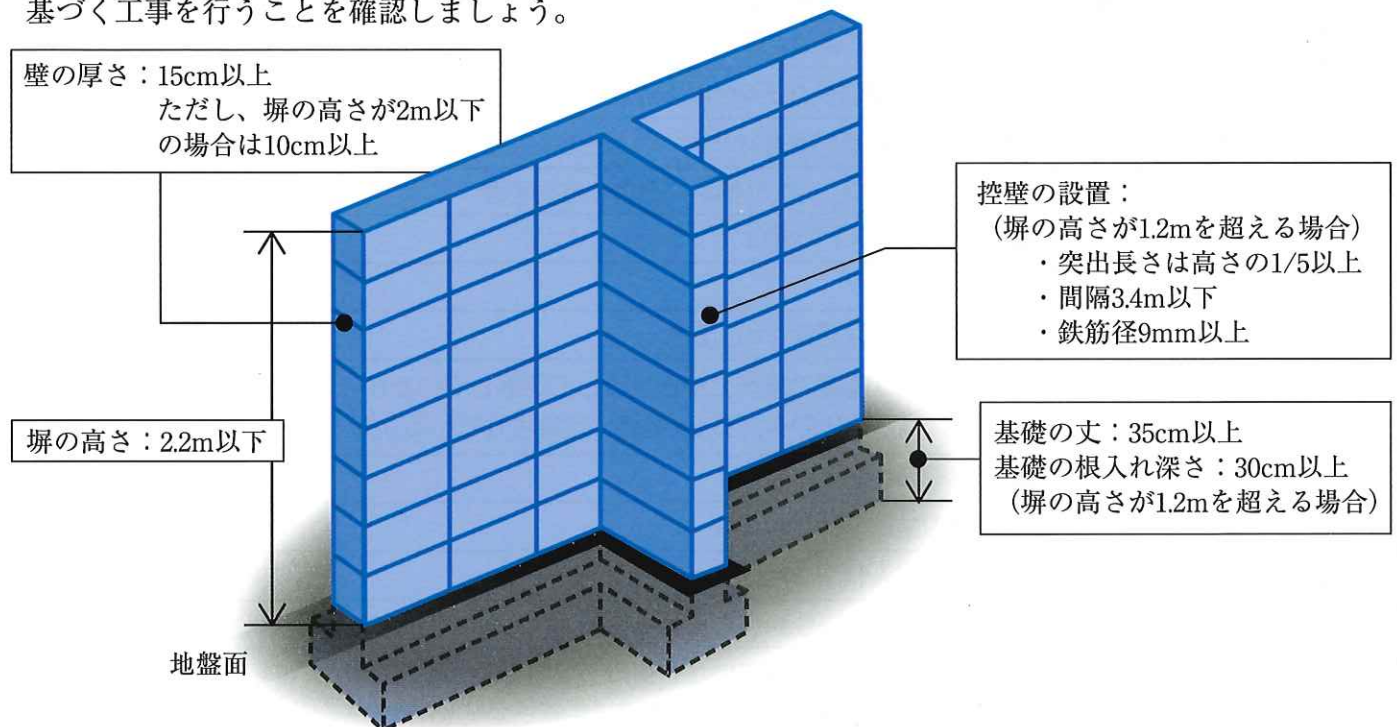
## — ブロック塀を正しく設置するために —

コンクリートブロック塀を設置される場合は次の点にご留意ください。

- ①…建築物に附属する塀は建築物であり、建築基準法に基づく仕様（厚みや高さなど）が法令で定められており、この基準を守らなければなりません。
- ②…原則、この基準に適合しないブロック塀を設置することは建築基準法違反であり、万が一事故が発生した場合、所有者がその責任を問われるおそれがあります。
- ③…擁壁の上にブロック塀の基礎を直接設置することは困難な場合が考えられますので、建築物の設計者や施工者の方など専門家にご相談ください。
- ④…都市計画区域内の敷地でその敷地に面する道路が法第42条第2項道路（幅員が4m未満）の場合は、道路の中心線から2m後退した部分等は、自己所有地であっても道路の一部とみなされる場合があり、その部分にはブロック塀等の設置はできません。

### ※コンクリートブロック塀の設置基準（建築基準法施行令第62条の8）

・建築基準法における塀の基準は概ね次のとおりです。設置者自らも設計者、施工者が建築基準法令に基づく工事を行うことを確認しましょう。



ブロック塀には鉄筋による補強が必要です。

- ・壁頂および基礎の横筋：径9mm以上
- ・壁の端部および隅角部の縦筋：径9mm以上
- ・壁内の縦横筋：径9mm以上・間隔80cm以下
  - ・縦筋は壁頂および基礎の横筋にかぎ掛けして定着（鉄筋径の40倍以上基礎に定着させる場合を除く）
  - ・横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けして定着

コンクリートブロックの目地および空洞部の扱い（施行令第62条の6）

- ・目地塗面の全部にモルタルが行きわたること
- ・鉄筋を入れた空洞部および縦目地に接する空洞部は、モルタル等で埋められていること
- ・縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いでいないこと（溶接接合その他これと同等以上の強度を有する場合を除く）

※国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではありません。  
 ※フェンスや石積み等を組み合わせたブロック塀は、上記の仕様とは異なる基準で適法性を確認することになります。  
 ※コンクリートブロックは擁壁として利用するために考えられたものでないため、原則擁壁に使用することはできません。

### 問い合わせ先

建築地	担当部局	連絡先	建築地	担当部局	連絡先
大津市	大津市建築指導課	077-528-2774	栗東市・甲賀市	甲賀土木事務所管理調整課	0748-63-6163
彦根市	彦根市建築指導課	0749-30-6125	野洲市・湖南市		
長浜市	長浜市開発建築指導課	0749-65-6543	日野町・竜王町		
近江八幡市	近江八幡市建築課	0748-36-5544	米原市・愛荘町	湖東土木事務所管理調整課	0749-27-2250
草津市	草津市建築課	077-561-2378	豊郷町・甲良町		
守山市	守山市建築課	077-582-1139	多賀町		
東近江市	東近江市建築指導課	0748-24-5656	高島市	高島土木事務所管理調整課	0740-22-6046

滋賀県土木交通部建築課建築指導室 077-528-4258

# コンクリートブロック塀 チェックリスト

No.	項目	内 容	チェック欄
1	塀の高さ	塀の高さ2.2m以下か 塀の高さは、地盤面の高さに違いがある場合は、地盤面の低い方での高さになります。 また、塀の横に側溝がある場合は側溝の底からの高さになります。	<input type="checkbox"/>
2	壁の厚さ	壁の厚さは、塀の高さに応じて次の数値以上か	<input type="checkbox"/>
		■ 高さ2mより高い場合 15cm以上か	<input type="checkbox"/>
		■ 高さ2m以下の場合 10cm以上か	<input type="checkbox"/>
3	壁の鉄筋	壁頂の横筋は径が9mm以上か	<input type="checkbox"/>
		壁の端部および隅角部の縦筋は径が9mm以上か	<input type="checkbox"/>
		壁内の縦横筋は径が9mm以上で、間隔が80cm以下か	<input type="checkbox"/>
		縦筋は壁頂の横筋にかぎ掛けして定着しているか	<input type="checkbox"/>
		横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けして定着しているか	<input type="checkbox"/>
4	控壁	■ 塀の高さが1.2m以下のため控壁不要か	<input type="checkbox"/>
		■ 塀の高さが1.2mより高い場合は控壁を設置しているか	<input type="checkbox"/>
		(突出長さ) 塀の高さの1/5以上突出しているか	<input type="checkbox"/>
		(配 置) 壁の長さ3.4m以下ごとに設置しているか	<input type="checkbox"/>
		(鉄 筋) 控壁の鉄筋は9mm以上としているか	<input type="checkbox"/>
5	基礎	基礎は、塀の高さに応じて次の基準に適合しているか	<input type="checkbox"/>
		■ 高さ1.2m以下の場合	<input type="checkbox"/>
		基礎はあるか	<input type="checkbox"/>
		基礎の横筋は径9mm以上か	<input type="checkbox"/>
		壁の縦筋は基礎の横筋にかぎ掛けして定着しているか (または鉄筋径の40倍以上基礎に定着させているか)	<input type="checkbox"/>
		■ 高さ1.2mを超える場合	<input type="checkbox"/>
		基礎の丈は35cm以上か	<input type="checkbox"/>
		基礎の根入れ深さは30cm以上か	<input type="checkbox"/>
		基礎の横筋は径9mm以上か	<input type="checkbox"/>
		壁の縦筋は基礎の横筋にかぎ掛けして定着しているか (または鉄筋径の40倍以上基礎に定着させているか)	<input type="checkbox"/>
6	目地・空洞部	目地塗面の全部にモルタルが行きわたっているか	<input type="checkbox"/>
		「鉄筋を入れた空洞部」および「縦目地に接する空洞部」は、モルタルまたはコンクリートで埋めているか	<input type="checkbox"/>
		縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いでいないか (溶接接合等による場合を除く)	<input type="checkbox"/>
7	その他	ブロック塀を土留めに使用していないか 原則、土留めに使用できません。	<input type="checkbox"/>
		都市計画区域内の敷地でその敷地に面する道路が法第42条第2項道路 (幅員が4m未満) の場合は、道路の中心線から2m後退した部分等で、 自己所有地であっても道路の一部とみなされる場合は、その部分にはブ ロック塀等の設置をしていないか	<input type="checkbox"/>

※コンクリートブロック塀を設置者が確認する場合や設計者または施工者が設置者の方に説明する場合にご利用ください。また、設置者が確認する場合には設計者や施工者など専門家に確認しながらご利用ください。

※このチェックリストのブロック塀の基準部分については、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合には対応していません。この場合には、構造計算で求められた仕様にに基づきご確認ください。